

## 令和3年度第2回静岡県森林審議会 会議録

令和3年12月20日(月)  
県庁別館8階第1会議室CD

午後1時28分開会

○司会 ただいまから令和3年度第2回静岡県森林審議会を開催いたします。

審議会開催に当たりまして、経済産業部農林水産担当部長の細谷から御挨拶申し上げます。

○細谷経済産業部農林水産担当部長 本日は、第2回の森林審議会ということで、オンラインという形でございますが、御参加をいただき、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃から県の森林・林業行政に多大なる御協力をいただいておりますことを、この場を借りて改めてお礼を申し上げます。本日は、6月24日に続いてオンラインでの開催ということにさせていただきました。

本日は大きく2つの議題を用意させていただいており、1つは地域森林計画についての議論。もう1つが、現在新たに検討を進めております森林共生基本計画の案件の2つになります。この森林共生基本計画でございますが、県の総合計画後期アクションプランというのを、県庁全体で今計画を作っております、この森林共生基本計画も、この県の総合計画の中の下位計画、分野別計画の1つとなります。4年の計画期間をもって作っているわけですが、前回の6月24日に皆様にお示しをしたときには3本の方向性ということで御説明をさしあげましたが、すなわち「林業・木材産業の振興」、それから「多面的機能を発揮する森林整備」、さらには「県民による森づくり」。こういった3つの視点で御議論いただきましたが、その後事務局等で検討を重ねた結果、この3つの柱に、さらに「カーボンニュートラルに向けての貢献」という、1つ新たに柱を起こさせていただいたということで、ここについても、本日担当のほうから詳しく御説明をして、皆様からの御意見を頂戴したいと考えております。本日は短時間ではございますが、活発な御議論をお願いしたいと思います。

○司会 次に、本日の委員の皆様の出席状況についてお知らせいたします。

本日は、今井委員と山崎委員から欠席の御報告をいただいております。また、石川委

員が都合により遅れて参加されると聞いており、現在委員15名中12人の皆様に出席していただいている状態です。森林審議会運営規程第3条に定める「審議会は、その委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、審議を行なうことができない」という、開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

それと1点、県庁側の出席者について御報告いたします。

高松自然保護課長が出席予定でしたが、急な都合により深野鳥獣捕獲管理室長が代わりに出席しております。

では、お送りした次第を御覧ください。

まず、議事といたしまして、「伊豆地域森林計画の策定並びに富士、静岡及び天竜地域森林計画の変更」「次期静岡県森林共生基本計画の策定」について御審議いただきます。その後、「林地開発許可に係る答申」と「森林病虫害防除法における高度公益機能森林等の区域変更」について報告いたします。

では、議事に入る前に、中谷会長からご挨拶をよろしくお願ひいたします。

- 中谷会長 世界的な木材需給状況の変化によって、「ウッドショック」と称される状況が春先から続いており、木材を供給する森林の機能が改めて注目をされています。一方、SDGsへの関心が急速に高まる中、木材生産以外にも、水を育む、土砂災害を防ぐなど、多岐にわたる貢献が期待されており、森林・林業の役割はますます重要となっています。

本日の審議会では、森林の多面的機能を持続的に発揮させていく上で指針となります森林共生基本計画、森林計画制度の根幹となる地域森林計画を御審議いただきます。委員の皆様には、活発な御議論をお願い申し上げます。

- 司会 議事進行の議長は、慣例により中谷会長にお願いいたします。

- 中谷会長 第1号議案といたしまして、「伊豆地域森林計画の策定並びに富士、静岡及び天竜地域森林計画の変更」について、事務局から説明願ひます。

- 事務局（堀田） 2ページを御覧ください。

地域森林計画は、森林法に基づき、県知事が10年を1期とした計画を5年ごとに樹立するものです。計画の対象とする森林の区域を定めるほか、全国森林計画に即して、森林整備や保全の方針、森林施業に関する指針や基準、伐採・造林等の計画量などを定めます。市町長は、地域森林計画に適合するよう市町村森林整備計画を樹立します。

3ページを御覧ください。

本県での地域森林計画の構成です。

本県には、東から伊豆、富士、静岡、天竜の4つの森林計画区があります。この4つの計画区に共通する事項については共通編として1つにまとめ、計画区ごとに定める事項については各計画区編としてそれぞれ樹立しています。

4 ページを御覧ください。

地域森林計画の樹立及び変更の流れについて説明します。

作成した計画案は、おおむね30日間の公告、縦覧をした後、森林審議会及び市町長などの関係機関に意見を聞くことが法で定められております。今回の縦覧における意見の申立てはございませんでした。また、市町長及び森林管理局長からは特段の御意見はございませんでした。

本日、委員の皆様から御意見をお伺いした後、必要な修正を加え、農林水産大臣との協議を経た上で、地域森林計画を樹立または変更し、遅滞なく公表する予定です。

5 ページを御覧ください。

本年6月に閣議決定された全国森林計画の変更に伴う地域森林計画の変更点と、今回の地域森林計画の樹立及び変更に関する主な内容について御説明いたします。

まず、全国森林計画における伐採立木材積等の計画数量の変更に伴い、各森林計画区の計画数量を設定しました。こちらにつきましては後ほど御説明いたします。

次に、今回新たなゾーニングとして「特に効率的な施業が可能な森林」という区域が加わりましたので、御説明いたします。

森林資源の持続的な利用を図るため、林業に適した林地においては再造林を促進していく必要があることから、地域森林計画では、この森林の区域について、設定の基準や考え方を示し区域を設定することになりました。

6 ページを御覧ください。

「特に効率的な施業が可能な森林」のイメージ図です。

青枠で示している「木材生産機能維持増進森林」のゾーニングの中に、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道からの距離や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、赤枠で示すように「特に効率的な施業が可能な森林」を設定することになります。この森林の区域においては、原則人工林の皆伐後は植栽を行なうこととし、伐採及び伐採後の造林の届出が提出された場合は植栽を指導することや、森林経営計画の認定要件として植栽を定めることで、確実な更新を図ることを目的としています。

7 ページを御覧ください。

林野庁が、台風による豪雨被害のあった森林を対象として崩壊地の発生要因を調査したところ、左のグラフのとおり、1 齢級での崩壊箇所が面積割合に比べて非常に高く、右のグラフのとおり、集材路の崩壊の割合も他の齢級と比べて高いことから、皆伐時に粗雑に作設された集材路が崩壊の大きな要因の 1 つと考えられます。このため林野庁は、「主伐時における伐採・搬出指針」を制定し、林地の保全に考慮した主伐作業を促していくこととなりました。

これを受け、地域森林計画では、伐採及び集材の際に考慮すべき事項として、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に選択するなど、土砂の流出等を未然に防止し、林地の保全が図られる方法を選択する旨を共通編に記載しました。

また、市町村森林整備計画でも、この指針に基づいた伐採・搬出の内容を記載するとともに、伐採及び伐採後の造林の届出では、新たに搬出の方法等の記載が必要となります。

8 ページを御覧ください。

平成29年7月豪雨及び平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨など、近年、降雨の様態の変化に伴う大規模水害や、流木による下流域での被害の発生などが問題となっております。

このため、全国森林計画に、渓流域での危険木の伐採による流木災害リスクの軽減等の実施に際し、流域治水の取組との連携を図る旨が記載されたことから、地域森林計画の共通編の「治山事業の実施に関する方針」にその旨を記載しました。

9 ページを御覧ください。

森林の開発に関しては、これまでも林地開発制度を通じて森林の土地の適正利用を図ってきました。しかし、近年増加している太陽光発電施設に関する開発については、太陽光パネルにより雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きい等の特殊性を踏まえ、全国森林計画で、従来どおりの許可基準の適正な運用に加え、開発事業者に対し地域の理解を得るための取組を行なうよう配慮する旨が記載されたため、地域森林計画でも同様に記載しています。

10 ページを御覧ください。

「伊豆地域森林計画の樹立」について御説明いたします。

伊豆地域森林計画は、県東部の下田市、熱海市など5市6町の民有林を対象とします。

今回樹立する計画は、令和4年4月1日から10年間で1期とした計画であり、森林の整備と保全、森林資源の循環利用を促し、森林の多面的機能を持続的に発揮させることを基本方針として作成しています。

11ページを御覧ください。

伊豆地域森林計画区の概況です。当計画区の森林面積は約9万7,000haで、75%の区域が森林となっています。このうち、国有林などを除いた本計画の対象となる民有林の面積は約7万8,903haとなります。面積の増加は、土地利用の事業の廃止や完了に伴い、開発が行なわれずに残った森林を計画対象森林に編入したことが主な理由です。

12ページは森林資源の状況です。

本計画区では、かつて薪炭生産が盛んであったことなどもあり、天然林の割合がほかの地域と比べて高く、約48%を占めています。蓄積は、スギ・ヒノキが計画区全体の72%を占め、近年素材生産量が増加しています。

13ページの表は、伊豆計画区の林齢別の面積です。人工林面積の約9割が41年生以上で、木材として利用できる林齢に達しています。森林の多面的機能を持続的に発揮しながら森林資源の循環利用を図るためには、計画的な主伐とその後の確実な更新が必要です。

14ページを御覧ください。

伊豆地域森林計画の前計画の前期となる平成29年度から令和3年度までの5年分の実行結果です。伐採立木材積は、間伐が計画量を上回りましたが、主伐が計画を下回ったことから計画と同水準となりました。一方造林・更新面積は、主伐が進まなかったことから人工造林が低い実行歩合となりました。

15ページを御覧ください。

今回樹立した新たな計画量について説明いたします。

伊豆計画区の森林の現況や前計画の実行結果等を踏まえた上で、さらに本年変更された全国森林計画に即し、令和4年度からの10年間の計画量を表のとおり決めました。伐採立木材積は、素材生産の実績を考慮しつつ、静岡県森林共生基本計画との整合を図った計画量としました。人工造林面積は、計画した伐採立木材積を踏まえ、主伐後の確実な更新を図る面積としました。

16ページを御覧ください。

富士、静岡及び天竜地域森林計画の変更について御説明いたします。

まず、計画の対象となる民有林について、林地開発等の完了に伴い、本表のとおり対象の森林面積を変更します。また、現在森林面積の精査を順次行なっており、面積の変更はこれらの精査に伴う修正を含んだものとなります。

17ページを御覧ください。

富士計画区においても、伐採立木材積及び造林面積について、伊豆計画区と同様に、森林の現況や前計画の実行結果等を踏まえた上で、さらに全国森林計画に即し、令和3年度からの10年間の計画量を表のとおり決めました。

18ページを御覧ください。

静岡計画区においても、伐採立木材積及び造林面積について、他計画区と同様に令和2年度からの10年間の計画量を表のとおり決めました。

19ページを御覧ください。

こちらも同様に、天竜計画区においても、伐採立木材積、造林面積について、令和元年度からの10年間の計画量を表のとおり決めました。

20ページを御覧ください。

このほか、各計画区で林道の計画量を変更しています。富士計画区で改良及び舗装の数量の減、天竜計画区で改良及び舗装の数量の増となっております。

以上で説明を終わります。

○中谷会長 御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

○吉崎委員 スライド14ページについて質問があります。14ページの「造林・更新面積」というものの「実行歩合」が30%と大変低いですが、これは伐ることができなかったの  
で造林ができなかったということなのか、植える場所はたくさんあるが、コロナやいろいろな造林意欲の低迷で30%にとどまったのか。そのあたりの理由を教えてください。ことと、伐採計画のようなものはこの表の中に面積としては載らないのでしょうか。上のほうは「伐採立木材積」で、下のほうが「造林・更新面積」なので、なぜここが30%になっているのかという理由が読み取れない表になっていると思います。そのあたりを少し説明してください。

○小池森林計画課長 まず、スライド14ページ、造林・更新面積のところ。前計画の前期5年間で、計画量として、人工造林が247ha。これに対して実行の結果として75ha、実行歩合として30%ということで大変低いと。この理由につきましては、説明の中でも若干触れましたが、要因としては主伐があまり進まなかったこととなります。県内ほかの計

画区も含めまして、いわゆる造林未済地、主伐を行ったが天然更新でもなく人工造林をするでもなく、そのままになってしまっている森林、というのはほとんどありませんので、基本的には主伐が思ったより進まなかったことにより人工造林の面積が減っているという形になっています。

それから、伐採立木材積。この表の中では、伐採量については面積でなく材積。造林・更新についてはヘクタール、面積という形になっていて少し分かりにくいということですが、この点については御指摘のとおりかと思いますが、基本的に、地域森林計画に記載する事項といたしましては、「全国森林計画に示された数量を各地域に落とし込むとどんな数字か」といったことをまず表すことになっています。全国森林計画では、伐採量については材積という形で表されていますので、この計画上もそういった数字を置かせていただいているという状況です。単純に計画区ごとヘクタール当たりの蓄積量というのがおおむね分かっていますので、大体400m<sup>3</sup>とかそういう数字になるかと思いますが、立木材積を割り戻すと面積にはなりますが、全国森林計画に沿いまして、このような形の表現にさせていただいています。

○吉崎委員 理由は分かりました。何か参考までに、森林計画の表の作成とは別に、伐採面積の計画のようなものの表が一緒に出てくれば、もう少し理解ができたかという感想です。

○鈴木（英）委員 私は7ページのことでお聞きしたいのですが、理由としては、自分が所属している林業研究会でも、全国オンラインでこれについて討議をしました。それは、現在いろいろな大規模災害で問題が起きているということで討議したのですが、ここに「ある1県の調査結果」とはどこなのかを知りたいということが1つ。実際軽く説明をしていただいたのですが、林地保全を考慮していくとのことなので、もう少し説明してほしいと思い質問しました。

○小池森林計画課長 「スライド7ページのもう少し詳しい説明を」ということで、補足させていただきます。

こちらに挙げてあるグラフそのものが林野庁から提供されているもので、対象県5県のうち1県ということで、そこが具体的にどこかというところまでは、情報を得ていないので分かりかねるという状況です。基本的には近年台風被害があった5県ということですので、そのあたりかというところで御勘弁ください。

それから、林野庁で全国的に問題にしている、集材路のお話ですが、若干冒頭に説明

あったとおり、主伐を行ったときに道を開けるが、その道が上手ではないと。それを起因として森林の崩壊が発生している。このあたりは、テレビでも一部報道があり、雑誌でも見たことがございます。

これについては、「林地保全が図れる方法を選択するように」ということで書き方がありますので、具体的にはどういう書き方をしているかという点、共通編の35ページをお開きください。この一番上の部分に、(6)「林産物の搬出方法等」ということが記載してあります。「伐採及び集材に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に選択する等、土砂の流出等を未然に防止し、林地の保全が図れる方法を選択することとします」ということです。

それから、集運材のための道については、将来にわたる保育・管理においても活用できる線形として、静岡県の実験道等の作設指針に準じてしっかりしたものをつくっていただくということで具体的に記載をすることでフォローしております。

○鈴木（英）委員 もう1つ付け加えれば、現地に職員の方が見に行っている回数が多分少ないのではないかと思いますので、ぜひ回数をもう少し多くし、現場の検証をもう少ししていただければと思います。

○中谷会長 ほかにいかがでしょうか。意見が出尽くしたという解釈でよろしいでしょうか。

それでは、審議会としての意見を取りまとめたいと思います。地域森林計画策定及び変更の原案に大きな変更や修正を求める特段の意見はございませんでしたので、原案については適当である旨の答申をしたいと思います。異議がある場合は、手で「×」をつけて意思表示をお願いいたします。

（「異議」の表明なし）

○中谷会長 異議はないようですので、地域森林計画案につきましては適当である旨を答申することに決定をいたします。

なお、答申文の作成については会長に一任させていただきたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

（「異議」の表明なし）

御異議がないようですので、私に一任をさせていただきます。

続いて、第2号議案「次期静岡県森林共生基本計画の策定」について、事務局、説明願います。



○事務局（五十嵐） お渡ししている資料2の計画内容の概要を、スライドで御説明させていただきます。本スライド資料につきましては配付しておりませんので、画面のほうを御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

森林共生基本計画は、静岡県森林と県民の共生に関する条例第11条に規定する、森林との共生に関する中・長期的な目標、取組の方向等を定めた基本計画として策定しています。また、「静岡県経済産業ビジョン」の「森林・林業編」としても位置づけられています。

本計画は、次期総合計画の計画期間に合わせ、2022年（令和4年度）から、2025年（令和7年度）の4年間を計画期間として策定します。計画の進捗管理はPDCAサイクルにより継続的改善を行っており、計画に基づき施策・取組を実施し、実施状況の評価やそれに基づく見直し・改善の状況を、毎年「静岡県森林共生白書」にて取りまとめて公表しています。

森林や林業を取り巻く現状については、資源として利用可能な41年生以上の森林が9割を超え、逆に若齢林が極端に少ない偏った林齢構成になっており、循環利用に向けては主伐・再造林による平準化が必要です。木材生産量は、平成22年に25万m<sup>3</sup>まで減少しましたが、プロジェクトに取り組んだ結果、令和元年には48万m<sup>3</sup>までV字回復しました。

次に、社会経済情勢の変化です。

2050年、カーボンニュートラルが表明され、SDGsへの理解が進む中、それに貢献する森林・林業・木材産業分野の取組への期待が高まっています。また、デジタル技術等の活用による生産性や安全性の向上への期待や、木材利用の機運と可能性の拡大など、計画推進にプラスとなる変化が起こっています。一方で、自然災害の懸念や人口減少と少子高齢化の進行など対策が必要となる変化や、新型コロナウイルス感染症の影響のように両方の側面を持った変化も起きています。

このような変化を踏まえた上で、条例の趣旨に沿った普遍的な基本理念である「『森林との共生』による持続可能な社会の実現」の下、目指す姿である「環境・経済・社会が調和した森林づくりによる多面的機能の持続的に発揮」を実現するための施策を4つの基本方向で計画しています。これまでの方針を踏襲した、基本方向1、「森林資源の循環利用を担う林業・木材産業によるグリーン成長」。基本方向2、「森林の公益的機能の維持・増進」。基本方向3、「社会全体で取り組む魅力ある森林づくり」とともに、新たにカーボンニュートラルに貢献するための基本方向として、基本方向4、「『森林

との共生』によるカーボンニュートラルの実現」を追加しました。

ここからは、基本方向ごとの具体的な取組の概要を御説明します。

「森林資源の循環利用を担う林業・木材産業によるグリーン成長」の1つ目、「林業イノベーションの推進による県産材の安定供給」では、林業イノベーションのプラットフォーム強化による林業イノベーションとデジタルトランスフォーメーションの推進や、県産材の効率的な供給・流通体制の確立に取り組みます。また、低コスト生産システムの定着やエリートツリー苗木の生産による収益性の高い主伐・再造林の促進。認証林の拡大と、路網や架線施設などの供給基盤整備による森林認証材の供給拡大に取り組みます。

2つ目の「林業の人材確保・育成と持続的経営の定着」では、林業の魅力発信と新規就業の促進や森林技術者の育成とともに、林業労働安全の向上や生産性等の向上による林業経営体の経営改革に取り組みます。

3つ目の「県産材製品の需要拡大」では、県産材の製材・加工体制の強化や、住宅・非住宅分野における県内利用拡大と県内外の販路開拓、県産材製品の開発と新技術・工法の普及に取り組みます。

次に、基本方向2、「森林の公益的機能の維持・増進」の1つ目、「森林の適切な管理・整備」では、デジタル技術を活用した森林管理の効率化などによる森林デジタルトランスフォーメーションと経営管理の促進。間伐等の森林整備の着実な実施と、林内路網の整備による適切な森林整備の促進。効果的な獣害対策の実施等により、主伐・再造林による適切な更新に取り組みます。

2つ目の「多様性のある豊かな森林の保全」では、治山施設整備等による山地災害に強い森林づくりや、「ふじのくに森の防潮堤づくり」等に取り組む森林保全による県土強靱化。森の力再生事業や病虫害対策の実施による森林の公益的機能の回復に取り組みます。また、保安林や林地開発許可制度の適切な運用による適正な保安林の配備と森林の利用。富士山・南アルプスの保全や生物多様性の確保、野生動植物の管理などの自然環境の保全に取り組みます。

次に、基本方向3、「社会全体で取り組む魅力ある森林づくり」の1つ目、「県民と協働で進める森林づくり」では、森林・林業に関する情報発信と、県民との触れ合いの推進による県民の理解の促進や、「森林県民円卓会議」の開催などによる県民との合意形成、「森づくり県民大作戦」や静岡未来の森サポーター制度による県民や企業の参加

による森づくり、森づくりの担い手の確保・育成に取り組めます。

2つ目の「新たな価値を活かした山村づくり」では、移住やワーケーションの促進、森林サービス産業の創出のような新たな山村価値を生かした交流拡大や、シイタケをはじめとした特用林産物や広葉樹等の未利用資源などの地域資源の活用に取り組めます。

次に、基本方向4、「『森林との共生』によるカーボンニュートラルの実現」の1つ目、「森林吸収源の確保」では、間伐等の森林整備や森林の適切な保全などによる、吸収源となる健全な森林づくりに取り組むとともに、森林の若返りを図る主伐・再造林を促進します。

2つ目の「炭素貯蔵と排出削減に寄与する森林資源の循環利用の促進」では、公共部門や住宅・非住宅での木材利用の促進、県民や企業の理解醸成による貯蔵庫となる県産材の利用拡大とともに、林地残材等の未利用資源の供給体制整備や、循環サイクルを早めた早成樹等による木質バイオマス用材を生産する森林の造成・育成などにより、排出削減に寄与するバイオマス利用への供給拡大に取り組めます。

本計画につきまして、御審議をお願いいたします。

○中谷会長 御質問等ございましたら受け付けたいと思います。

○荒川委員 それでは意見を。今の御説明の基本方向4、「カーボンニュートラルの実現」のバイオマス利用への供給拡大についてですが、バイオマスの用材生産量を倍ぐらいに考えているのかなど。5.7万 $m^3$ から毎年10万 $m^3$ への拡大の目標値を立てておられますけれども、その中で、その方策の1つとして未利用資源の供給体制・整備ということです。

なかなか難しいから、それを推進する施策を打つという意味は大体分かるのですが、今静岡県内では林業従事者がそんなに潤沢なわけではなく、人材が不足している中で、その未利用材を山から出してくるというのは、これまでよりも儲かりにくいところに人手をかけて運搬をするということですね。木一本切るのは一緒かもしれないけれども、今まで使わずに山に置いてきたものを、わざわざ全幹なりで上げて、全部山から下ろしてきてという、その輸送には、非常に人手もかかるしコストもかかる。特に人手ですね。人の確保が難しい中で、わざわざ利益率の低いものを動かして生産量を増やしていくという目標を立てるのが、向こう4年間ぐらいを考えたときに、今の静岡県の林業の経営体への、圧迫が強くなるというか、相当の補助策を打たないと、この未利用材を利用できるようにバイオマスとして上げてくるということは難しいのではないかというふうな感想を持ちました。

また、これに当たっては、バイオマスの活用をする施設、例えばバイオマス発電所とか、そういったものの誘致の計画などはあるのかということ。活用をどういうふう考えているかということについては、教えていただければと思います。

○中山森林整備課長　カーボンニュートラルの実現に向けた再生エネルギーへの取組というのは、非常に期待が高まっておりまして、県内でも、バイオマス発電所、もしくはマテリアル利用の工場というものが非常に増えてきております。

このような状況の中、もう一方で主伐・再造林を進めていく中で、林地残材というのが問題になっています。これをうまく活用していくことで主伐・再造林が進むものと考えています。普通のA材、B材の生産と合わせまして、C材と一緒に出していくという取組を今後進めたいと思っております。単にC材だけ出そうと思えば、荒川委員がおっしゃったようにコスト的には合わないものになるかと思っておりますけれども、A、B、Cと林地にあるものをしっかりと出して行って産業につなげていくということを考えております。それで来年度以降、トライアルという形で少し実証もしていかなければいけないかなというふうに考えております。また、それを取り扱う事業者ですけれども、必ずしも林業事業者だけでなく、チップ製造なんかを造園業者もやっていますし、バイオマス発電事業者も回収の作業等を行っているとも伺っております。そういう方々をうまく活用してバイオマスを利用していくということを考えていく必要があるかなと思っております。

また、活用施設についての質問がありましたけれども、活用施設については、現在も十分な量のものが県内では計画されていますので、誘致等は今のところ考えておりません。

○荒川委員　分かりましたというか、「非常に難しいと思う」と重ねて言っておきますけれども、御説明については理解いたしました。

○中谷会長　ほかにいかがでしょうか。

○鈴木（英）委員　今のところで、もう1つよろしいでしょうか。

「二酸化炭素の排出削減」と書いてあるものですから、二酸化炭素を削減する木材搬出の仕方も大事になってくるのかなと思っており、自分の現場でも、今、科学的に、例えばどの機械を使ったらどのぐらい燃料を使うかというのを、実際にデータを取り始めています。今の中間報告でも、機械を入れれば入れるほど燃料は確かにたくさん使います。この今回の中に、架線集材のこともかなりたくさん言葉が出ていますが、架線集材

を燃料使用は本当に少ないです。例えばフォワーダを使って出した場合と比較すると、中間のところでも約半分以下で済んでいます。

もう1つ突っ込んで聞きたい。架線を含めたものを、今後技術も継承していかなければいけないとなると、どのぐらいそれにも力を入れていくのか。

○西室林業振興課長 現在、ビジネス林業という事業の中で、組織力向上研修を育成経営体を対象にやらせていただいています。その中で、近年架線技術の習得に関する御要望をたくさんいただいております。いただいた要望については、充足率100%で今対応させていただきましてやっているところですが、今後もこれを継続して、しっかりやっていきたいと思っています。

○吉崎委員 全然違う視点で3つほど、質問といいますか確認です。

この共生基本計画案を修正するといった強い発言ではないのですが、ぜひ3つほど教えていただきたいのですが、1つは、林業経営とか林業経済という視点でとても重要な計画になっているかと思うのですが、一方で、森林環境というふうに考えていったときに、この共生計画の中で、「カーボンニュートラル」とか「二酸化炭素の固定」とか「吸収」という言葉がたくさん出てきます。林業経営とか経済ということを考えれば、確かに目標値として、材積とか面積とかそういったものが重要であることはよく理解できるのですが、例えばカーボンニュートラルとか炭素の固定・吸収といった場合、通常は炭素の量で表現されると思います。今回いただいた資料の59ページあたりの京都議定書の資料を見ても、森林吸収量とか固定量という、二酸化炭素にして何トンであるとか、そういう数字が実際に出るのが普通ではないかと思うのですが、そういうことを考えたとき、静岡県の森林の現状というのは、二酸化炭素の固定・吸収と排出が、排出過多なのか吸収過多なのかということ考えたときに、どうしても「炭素で何トン、二酸化炭素として何トン」というような表現も一方では必要かなと思っておりまして、そういった数字というのは、実際にこの基本計画に出ない中で、データとしてはあるのかどうかというのを1つ教えていただきたいです。

それから2つ目ですけれども、遠州灘で今行なわれている海岸防災林、「森の防潮堤」ですが、浜松市の方（西側）はほとんど完成をして、今東側半分ぐらい整備が終わりつつあるところかと思います。ただ、今までの海岸防災林というのは、この海岸の砂丘とか砂地の上に松林（まつりん）を造るという技術は発達をしてくれておりますが、この防潮堤の山土を盛った盛土の上に広葉樹も一緒に植えて海岸防災林をつくるという技術は

ほとんどないに等しい状態で、東日本大震災以降進んできています。

そう考えていきますと、ようやく浜松（西側）が終わって、東側の半分の整備自体は、この基本計画に書かれているように、あと数年で終わるかと思いますが、今後の成長のモニタリングについてもしっかりと捉える必要がありますし、管理については「管理手法の検証」ということがここに書かれているのでよいかと思うのですが、今までにない海岸防災林の育成技術が求められている中で今進んでいるということを御承知いただいて、ぜひ今後もそのための予算の確保や、それからモニタリング、管理というものを行なっていただければありがたいと感じました。

それから、3つ目ですけれども、現在静岡県で「森は海の恋人」委員会というのが行なわれていると思うのですが、将来やっぱり森・里・川・海の連携というのは重要で、最近「流域治水」ということが盛んに言われておりますが、治水だけではなく、森からの栄養塩類の海への供給というのも森の重要な役割かというふうに思っているのです、そういった視点も、この共生計画の中に将来入れていくということはとても大切なことかなというふうに感じました。

以上3点です。よろしく願いいたします。

○小池森林計画課長 1つ目の二酸化炭素の吸収量の表現の手法についてお答えいたします。

まず、次期共生基本計画案の39ページをお開きいただけますでしょうか。38ページからが、基本方向4、「『森林との共生』によるカーボンニュートラルの実現」ということで記載してありますが、その2ページ目に、「間伐等の森林整備の促進」で「毎年9,990haの間伐を実施していく」ということを書いています。この数字については、林野庁から「静岡県としてこのぐらいの間伐をやってください」というような数字を載せています。この間伐そのものが森林吸収源対策ということで御理解ください。

吉崎委員から言われたような意見は、実は別のところからも意見がございまして、これに対応する意味合いで、この9,990haの上に「森林の二酸化炭素吸収量76万t-CO<sub>2</sub>相当を維持していく」ということで、これについては追記をさせていただいています。

御承知のように、森林の吸収量については、日本が国際機関に対して約束した手法で計算して計上するという形になっています。ということで、林野庁が日本国全体の吸収量をまとめ、その数字について、2年程度の遅れになりますが、各都道府県に参考値として知らされるというような形になっています。なかなか手法が複雑で、県独自でこの

数字を載せるということが難しいので、これについては参考値という形でこちらの表の中に入れてさせていただいております。

それから、3番目の質問の中で、「森と海の関係がこれから重要になっていくよ」ということで、「将来的にはそういったものもあったほうがいいのではないか」という御意見をいただきました。こちらについては、また検討を進めさせていただきたいと思っております。

- 宮崎森林保全課長 2点目の海岸防災林の質問でございます。委員の言われたように、浜松の防潮堤は一昨年完成しました。遠州灘東側の防潮堤につきましては、ちょうど53%、約半分完成しております。それで、委員が言われたように、今までの砂地での育成・管理というものではなくて、ある程度山土を用いて、しかも大きな防潮堤で、今までと風の影響、砂の影響、潮の影響が変わり、どういった環境変化がある中、しっかり成育をさせていくか。これにつきましては、6月にも委員から御指導いただきまして、本体の27ページ、「“ふじのくに森の防潮堤づくり”の推進」というところで、管理手法の検討、その中でモニタリングということも十分意識しながらこれから進めていきたいと思っております。

それで3番目。先ほどお話もございましたが、流域治水の考え方についても、27ページのウのところ、位置づけとして定めてございます。この流域治水は、河川から海から、それと途中の農地からと、いろいろな関係の部署が流域という観点で治水を考えていくということで、今各地で流域治水の協議会等を設けまして、どういう形で位置づけ、連携して進めていくかといった形をつくっている段階でございます。

いずれにしても、流域治水という考え方は、どちらかといえば、今までの災害を受けて復旧する、というより、そういった今後の異常気象等に対して事前に対処していくというような考え方で、各部署の中でどういった取組を進めていくのか、その辺を連携しながら進めていきたいと考えております。

- 吉崎委員 ぜひ今後とも取り組んでいただければありがたいなというふうに思いました。

- 坂東委員 35ページの「森林環境教育指導者の育成」についてですが、以前も申し上げたのですが、教育委員会との連携というのが、なかなか難しいとは思いますが、ぜひ森林環境教育指導者の活躍の場としても、教育委員会との連携で、学校教育現場で活動できるようなチャンスをつくっていただけるとありがたいと思っております。

農林教育専門職大学の人材との連携というのも、専門職の大学なので、環境教育というのは前面には押し出されていないとは思いますが、その人材ともぜひ連携を図っていただけるとありがたいと思います。コロナ前ですが、環境政策課が、市町の環境部局とか教育委員会とか、それから県の教育委員会と農林事務所の森林整備課の担当者の方などと連携会議を持っていたのですが、そういうところと連携して進めていかれるとやりやすいかと思います。

○片田環境ふれあい課長 森林環境教育につきましては環境ふれあい課で所管をしております、現在、森林環境教育指導者の養成講座により指導者の養成に努めております。この環境教育は、従来から環境政策課で所管していたものですが、森林部門につきましては今年から環境ふれあい課に移管され、現在こちらで取り組んでおります。

教育委員会との連携につきましては、今まで環境政策課のほうで進めていただいております会議等で連携をしておりますので、またそちらの方とうまく組み合わせて連携できればと考えております。それから、専門職大学との連携につきましても、また検討してまいりたいと思います。

○坂東委員 よろしくお願ひします。

○志賀委員 基本方向1の活動指標の「世界基準の認証取得森林面積」の項目があるかと思いますが、資料でいうと10ページ、それから14ページに関わる点について、1つ意見を申し上げたいと思います。

森林認証については、静岡はかなり取得が進んでいるかと思うのですが、かなり経って、認証取得というのがそんなに珍しくなくなっているという段階で、今後2020年代の静岡の取組としては、面積の拡大というよりも、それを取得したことによって、いかに地域の森林管理が国際標準にのっとりながら地域に即して改善されていくか、ということにそろそろ移っていくことが重要と考えています。指標としては、分かりやすさということから認証取得面積とするのは、ほかにいい指標がなかなか思い浮かばないので致し方ないかな、と思うのですが、14ページのところの④の「森林認証材の供給拡大」で、アが「森林認証林の拡大」、イが「森林認証材の供給基盤整備」となっているのですが、森林認証林の拡大というのを何のためにやるのかということについて、国際標準の森林認証を拡大していくことによって、地域の森林管理というものを、「国際標準にのっとりつつも、その地域に合ったものとして実践していくんだ」という意味づけを、もう少し前面に出したほうがいいのではないのかと。



認証に対する取組も、もう20年近くになるわけです。そうすると、「認証を取るためにどうしたらいいのか」ということでモニタリングをやるとかという段階から、そろそろ、自分の森林経営なり地域の森林管理をそういう国際標準に照らして改善していくための取組として捉え直していくという段階に至っているのだろう、というふうに私は理解しているものですから、その辺のにおいがちょっと出るぐらいの感じのことを考えていただけたら大変ありがたいと思います。

○中谷会長 表現を含めての御指摘でしたが。

○小池森林計画課長 今回の、次期の共生基本計画につきましては、大きく方向を3つ、プラス横串を通す最後のカーボンニュートラルの4つ。こういった位置づけで考えております。

森林認証の取得云々につきましては、まず基本方向の1番。こちらが林業の部分です。「業の部分で森林認証林を拡大するよ」という話と、あとはその認証林から生産された木材の「供給体制をちゃんとしていくよ」という話が業の部分で書いております。

また、基本方向の2番目。こちらが「森林の公益的機能の維持・増進」ということで、このあたりに、志賀委員が言われたようなことを、記載をさせていただいております。23ページを御覧ください。認証をそもそもなぜ取るのかといえ、御指摘のとおりでございます。この23ページに、エとして「森林認証の取得促進」。こちらにも同じようなことが書いておまして、最初に「世界基準の持続可能な森林経営といったものを促進していく」ということで書いてございますので、このあたりの書きぶりで今のところを表現させていただいているというような状況になっております。

○志賀委員 大体分かりました。

○鈴木（英）委員 もう1つお聞きしたいのは、イノベーションとかDXのところ、11ページの「林業DXの推進」で、「資源量が豊富で施業しやすい木材生産に適した森林を抽出し」ということが書いてあるのですが、先ほどちょっとお話をしてくれた「毎年間伐を何千ヘクタールやっていくよ」というところも踏まえると、適したところだけを皆伐やら間伐を進めていくのか。「除伐」という言葉なら分かるのですが、間伐とか皆伐を進めていくに当たって、適したところだけでよろしいのでしょうか。または、適していないようなところも今後手をつけていかなければならないはずだと思うのですが、それを今先送りにしてよろしいのかどうか。その辺はどう考えているか教えてください。

○小池森林計画課長 イノベーションとかDXという部分でお話をいただきました。先ほ

どの志賀委員からのお話も踏まえまして、もう一度確認をさせていただきます。

今回のこの共生基本計画については、我々は分かりやすくつくっているつもりなのですが、内容的に、例えば「基本方向1の林業の部分でこういうことをやるよ」といったものが、実は基本方向2の「公益的機能を発揮させるよ」という部分でも書かれています。取組の内容が、再掲という形で幾つかの分野に記載をさせていただいております。ということで、今御指摘のあったページの部分は、基本方向1、「林業を一生懸命やっていくよ」という部分の「低コストで生産適地を見つけて」というお話だったかと思うのですが、同じような視点で、基本方向2ということで、今度はそちらに「森林DXの促進」ということで、(1)の①のアというあたりに同じようなことが書いてありまして、林業のイノベーション、それから森林という分野についてもイノベーションといったものが必要だと考えておりますので、決して林業の部分だけ一生懸命やるということではなくて、全体を通してやらせていただくというふうに考えております。

○中谷会長 いい？

○鈴木（英）委員 はい。

○今泉委員 資料の29ページの「森林の適正な利用」というところについてですが、2つ目の項目で「大規模太陽光発電施設の設置に係る林地開発行為において、国に対し、住民との合意形成を図るための法整備の検討を要望していきます」というのがあるのですが、これはいいことだと思うのですが、もし加えて、県でも何か条例等で整備できることがあったら、やっていったらいいのではないかと思います。

あわせて、その2つ下の項目、「森林クラウドでの市町村との情報共有やデジタル高精度森林情報の整備」と。これもいい取組だとは思いますが、実際に法令に関する違反が行なわれているか、あるいは林地開発許可にのっとりたような緑化が行なわれているかどうかというのは、やはり現地での視察というのが大変重要だと思うので、こういった新しい技術の活用と現地での確認というのを両面からしっかりと監視をしていただきたいというのがございます。これは意見ですが、よろしくお願いします。

○宮崎森林保全課長 まず、国に対して森林法の法改正を、今、県の提案として要望をしております。その中で、森林法で何ができるかということを考えたときに、法の趣旨を尊重しつつ改正できるところは、やはり今大きな問題として、住民の理解、合意形成が図れていないと。そこが、大きな太陽光に対する県民の懸念といいますか、不安を大きくしているというところで、これを、今まで行政指導だけでやってきたのを法律の中で

位置づけていって、きちんと法令の中で「住民の理解を図るようにしていくんだ」ということを、国に要望しているところでございます。

その中で「県の条例についてもどうか」というような御意見をいただきました。県の施策として、盛土の方の話もございますけれども、エネルギーとしての条例については、他の部局のほうでそれぞれ検討といいますか、ガイドライン等で対応しているところで、今のところ太陽光について条例を県で定めるといったような動きはございません。ただ、国の動きとか、ほかの盛土とか、いろいろな条例の動きもございますので、そういった中で何が必要かというのは、常々我々も注視しながら考えていかなければならないと思っております。

もう1点の違反案件とかで、デジタルの情報を活用していくという話でございまして、既に今回、熱海の伊豆山の災害がございまして、盛土の総点検を今進めております。そうした中で、ある程度大きな、ちょっと注意しなくてはならないところにつきましては、点群データを活用して盛土量の測定とか、開発区域の位置、面積の算出とか、そういったものを、空からのデータを使いながら短時間で状況をつかむということを始めしております。点群データにつきましては、一昨年から静岡県内全域をカバーするようなデータがありますので、今後それを、違法な開発とか災害等に対処するような取組にうまく活用していかなければならないなというように思っております。

○今泉委員 説明していただいたことを了解いたしました。

点群データの活用については、すごくいいことだとは思いますが、得られた情報について現地で確認するというのもやはり重要だと思うので、そのあたりも合わせてよろしく願いいたします。

○中谷会長 当局は承知おきください。

ほかにもございますか。それでは、皆様からいただいた意見をまとめて答申に反映をしたいと思っております。

なお、答申は会長に一任させていただきたいと考えますが、異議がある場合は手で「×」をつくって意思表示をお願いいたします。

(「異議」の表明なし)

○中谷会長 では、会長に一任をさせていただきます。

県当局においては、答申の内容だけでなく、本日各委員から出された意見を、今後の取組の参考にするなど、よりよい計画の作成とその実行に努めてください。それでは、

「次期静岡県森林共生基本計画の策定」の議事を終了します。

大変失礼をいたしました。石川委員、どうぞ。

○石川委員 今まで多分議論が出ているのではないかと思うのですが、建築あるいは住宅の建設部門の方からぜひ申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

基本計画の第4章で、基本方向を4つにまとめている。そのうちで、今建設業で非常に中心となっている、脱炭素、カーボンニュートラルについての内容が基本方向4で今回は示されているのは、これはもちろん林業・森林の根底に関わることでですので非常に重要なことだと思うのですが、もう1つ。この基本方向1の、木材産業、特に建設業で、この脱炭素に向けて、ZEB化ですとかZEH化に向けての流れに、この木質化・木造化といったものが非常に注目されて取り上げられているというところを、ぜひ今回反映していただけないかと強く思います。

特に、この(3)の「県産材製品の需要拡大」においては、量を提供するということが毎年この基本方針で決められて、その量を毎回達成しておられるわけですが、その量だけではなくて、例えばその資料の18ページにあります、JASの静岡県の県産材。「品質の確かな県産材の供給量」というのが数値目標として決められていたり、また「県産材利用量」というのが決められていたりするのですけれども、今この建築物省エネ法で、木材を使うということについてのインセンティブが、いわゆる理論的な根拠としてついているわけではなく、あくまでも使うということについての奨励がされているというところにとどまってしまっています。静岡県は、研究部門も持って、そこでの様々な研究を経て実務に落としているという御実績もありますので、ぜひともそうした研究的な見地から、どういった使い方をすると、それがカーボンニュートラルに資する、脱炭素に資する使い方になるのかといったことを、県産材を用いて発信することが大いに可能ではないかと思えます。

そうした内容を、つまり質の展開を、数値目標としては難しいかもしれませんが、ぜひこの「県産材製品の需要拡大」に取り込んでいただくということはいかがかと思って申しあげました。よろしくをお願いします。

○西室林業振興課長 石川委員からいただいた御意見ですけれども、建築のほうで、今ZEHだとかそういった大きな流れがあると。そこで、「県産材の需要拡大が、県産材の木材のほうからうまいことこの計画の中でも表せないか」というふうな御趣旨かと思いますが、今御確認いただいていると思うのですが、18ページと19ページに県産材の需要

拡大の部分がありまして、①の、今御指摘のあった製材・加工体制の強化のところ、  
「JASなり乾燥材をしっかりと出せる体制をつくっていくことを支援していきます」と  
いうふうなことを書かせていただいております。住宅の造り方も年々変化していく中  
で、こういった品質の確かな製材品というのがこれ以上に必要になるというふうに私ど  
もも考えておりますので、ここの部分については、継続して、さらに強化するというこ  
とで記載させていただいております。

では、実際の建築のほうに関して共生基本計画のほうで踏み込めるかということにつ  
いては、あくまでも木材のほうのスタンスでここは書いてありますので、少し検討させ  
ていただきたいなと思いました。

○石川委員 建築側での木（もく）の利用が非常に強化される中で、製品の品質を問わな  
い。もう極端なことを言えば、木（き）のような、擬木の使い方も非常に展開が幅広  
くなってきているところです。その中で、品質をしっかりと伝えて、その品質に見合うコス  
トも還元できるような設定というのは、やはりある程度の研究レベルでの見地をうまく  
伝えられるといったような仕組みが必要ではないかなと思っておりますので、今までこうい  
う仕組みをやっておられた静岡県だからこそ、その次のもう一步をぜひ検討していただ  
ければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○中谷会長 御意見ありがとうございます。ほかにいかがですか。

それでは報告に移ります。「林地開発許可に係る答申」について、事務局から説明願  
います。

○事務局（水野） 林地保全部会の事務局から、林地開発許可に係る答申の結果についま  
して御報告いたします。

お手元の資料の「林地開発許可に係る答申（林地保全部会）」を御覧ください。

初めに、1、「林地開発許可案件答申実績」の「件数実績」について御説明いたしま  
す。

本年6月24日と9月17日に林地保全部会を開催いたしました。林地開発許可についま  
しては、資料のとおり、個別諮問の案件で変更許可が1件、包括諮問の案件で林地保全  
部会に報告済みのものが、新規許可3件、変更許可2件、合計6件となっております。  
なお、保安林の解除の案件はございませんでした。

また、先週の12月16日になりますが、今年度3回目の林地保全部会を開催いたしまし  
て、6月の部会で継続審議となりました個別諮問案件2件の審議を行ない、両案件とも

に「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる」との答申をいただきました。こちらにつきましては、次回の本会議におきまして、改めて御報告させていただきます。

さて、先ほどの6件を目的別に見ますと、「工場・事業場の設置」が5件、「土石の採掘」が1件となっております。これらの詳細につきまして、資料の2、「答申案件一覧」を御覧ください。

初めに、「工場・事業場の設置」につきましては、新規許可案件が、3番、それから5番の2件。変更許可案件が、1番、2番、6番の3件となっております。

次に、「土石の採掘」につきましては、新規許可が4番の1件となっております。こちらにつきましては、既に稼働している採石場の更新に伴う許可になります。

以上、全6件の案件に対しまして、「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる」との答申をいただきました。

なお、これら6件につきまして、附帯意見はありませんでしたが、「構造物の施工に伴う現地土質の確認及び排水対策の確実な実施」「将来目標を踏まえた適時適切な緑化」「在来種による緑化」などの指導事項がございました。これらの指導事項に関しましては、許可権限を有する県または移譲市から事業者へ伝達し、指導していくこととしております。

林地開発許可に係る答申につきまして、林地保全部会からの報告は以上です。

○中谷会長 ただいまの報告について、質問等ございましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

質問がないようですので、次に「森林病虫害防除法における高度公益機能森林等の区域変更」について、説明願います。

○事務局（矢島） 本日の森林整備部会の報告をさせていただきます。

午前中、森林整備部会を開催させていただきました。次期静岡県松くい虫被害対策事業推進計画の策定にあたって、保全する松林（まつりん）を限定して予防と駆除により防除を徹底するため、松林を取り巻く状況の変化を踏まえた区域の見直しについて審議をしていただきました。審議事項としましては、「森林病虫害防除法における高度公益機能森林等の区域変更」になります。

高度公益機能森林と被害拡大防止森林、特別防除実施区域。この3つの区域の変更が

具体的な内容になります。

審議をいただいた内容につきましては、3の「内容」の部分にありますとおり、高度公益機能森林でマイナス38ha、被害拡大防止森林がマイナス45ha、特別防除実施区域がマイナス16haという形で説明をさせていただきました。

まず、高度公益機能森林の主な変更の理由です。

浜松の防潮堤の完成に伴いまして、防潮堤の背面の部分に広葉樹が進入し、松でなくとも保全が可能だということで、その部分の高度公益機能森林を被害拡大防止森林のほうへ移行しました。その結果減少となったものです。

次に、被害拡大防止森林の主な変更の理由ですけれども、高度公益機能森林から移行したのもあったのですが、被害拡大防止森林の樹種転換が完了して区域から除外をするものが多くありまして、それに伴う減となっております。

特別防除実施区域の減の主な理由につきましては、高度公益機能森林の減少に伴うものとなっております。

以上の説明により、森林整備部会で御審議いただきまして、審議結果として「適正」という形で答申をいただきました。

○中谷会長 質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

では、御質問がないようですので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、本日の議事及び報告は全て終了いたしましたので、事務局にお返しをいたします。

○司会 閉会に当たりまして、経済産業部理事の清水から御挨拶申し上げます。

○清水経済産業部理事 閉会に当たりまして、一言御挨拶のほうを申し上げます。

本日は、年末のお忙しい中、審議会のほうに御出席を賜りまして、お礼を申し上げます。また、長時間にわたりまして審議をしていただきまして、感謝を申し上げます。

御承認いただきました地域森林計画の原案につきましては、農林水産大臣との協議を経まして、来年1月に公表する予定となっております。一方、もう1つの静岡県森林共生基本計画につきましては、委員の皆様の御意見を踏まえて修正しまして、「経済産業ビジョン」の「森林・林業編」として取りまとめまして、議会のほうの審議も経た上で3月に公表する予定となっております。

さて、委員の皆様には、2年間の任期で委員をお願いしておりまして、年明けの1月19日で任期満了となります。これまで、それぞれの立場から貴重な御意見をいただきま

して、誠にありがとうございました。また、コロナ禍の中、オンラインによる会議となりまして、御不便をおかけしましたこととおわび申し上げます。

また、現在委員の皆様には、次の任期となります令和6年1月までの2年間について再任をお願いしておりますが、今井委員、鈴木敏夫委員、野澤委員、東委員、柳川委員、吉崎委員の6名の方が今期をもって退任されることになりました。長い方で、5期10年にわたりまして委員を務めていただきました。誠にありがとうございました。

本日は欠席されておりますが、今井委員におかれましては、天竜流域で木材生産のほうを実践されていまして、林業の現場の実情を踏まえての御意見をいただきました。ありがとうございました。

鈴木敏夫委員におかれましては、公務多忙の中、行政の立場から御意見をいただきました。ありがとうございました。

野澤委員におかれましては、山村と都市との交流などを実践されている立場から、山村振興の観点なども踏まえて御意見をいただきました。ありがとうございました。

東委員におかれましては、環境社会学やランドスケープに関する高度な知見に基づきまして、本県が誇る美しい森林景観の形成などについて、御意見をいただきました。ありがとうございました。

柳川委員におかれましては、木材産業の立場から、県産材の利用拡大などについて、御意見をいただきました。ありがとうございました。

吉崎委員におかれましては、林地保全部会の運営を担っていただきまして、植物生態学など、環境分野の高度な知見に基づきまして、開発案件におけます環境保全機能などの確保に関しまして、的確な御助言、御指導をいただきました。ありがとうございました。

それではここで、退任をされます委員の皆様から、退任に当たってのお言葉を頂戴できればと存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは初めに、鈴木敏夫委員、よろしくお願ひいたします。

○鈴木（敏）委員 川根本町の鈴木敏夫です。短い期間でありましたが、大変ありがとうございました。有意義に過ごさせていただきました。ありがとうございました。

以上です。

○清水経済産業部理事 ありがとうございました。続きまして、野澤委員、よろしくお願ひいたします。



○野澤委員 任期中出産がありまして、なかなか会議に参加できずに御迷惑をかけてしまったのですけれども、また今後も、山村や森林と人々の交流を考えていきたいと思しますので、また機会がありましたら、よろしくをお願いします。

○清水経済産業部理事 ありがとうございます。続きまして、東委員、よろしくお願いいたします。

○東委員 東でございます。10年間本当にお世話になりました。多くの勉強をさせていただきまして、ありがとうございます。

私は、2013年の富士山世界遺産登録や、それから静岡県森林景観形成でありますとか、特に、林地保全部会では、現地を踏まえまして、自然環境と開発のバランスというものを多く考えさせられる機会をいただきました。ぜひ今後も、この豊かな静岡の自然、森林を含めます自然環境を、いかに開発行為とバランスをとっていくのかということ、ぜひ御検討いただきたく思っております。

特に、私の専門としますランドスケープ、景観は、やはり人々の心に共感を持つものとして共有するものと実感しております。そういった中で、この静岡県で導入しております森林（もり）づくり県民税、こういったものの理解というようなことを通じましても、当事者意識を持った、それぞれの人々のパートナーシップが形成できるような、みんなで静岡県の森林、自然環境を守る、そういった将来になったらばと期待しております。皆様の御活躍を期待しております。ありがとうございます。

○清水経済産業部理事 どうもありがとうございます。

続きまして、柳川委員、お願いいたします。

○柳川委員 10年間本当にありがとうございます。思い起こしますと、お役に立てたという形ではなくて、本当に貴重な経験をさせていただいたというふうに、今感謝の気持ちでいっぱいあります。私自身は、今在籍をします静岡県木材協同組合連合会で、もう少し木材振興ということに関わらせていただくつもりですので、また今後とも、県当局の皆様にはよろしくお願いをしたいと思います。本当にありがとうございます。

○清水経済産業部理事 ありがとうございます。続きまして、吉崎委員、よろしくお願いいたします。

○吉崎委員 吉崎です。私も10年間あっという間で、大変お世話になりました。

ほとんど任期中は林地保全部会だったのですけれども、当初のうちは土石採取跡の残壁の緑化をどうするのかといったようなことが大きな課題だったように思うのですが、

ここ数年、風力発電、それから太陽光発電。そういう国のエネルギー政策と地域の林地開発、そしてそこと住民との間のいろんな確執といったようなものが審査の中で取り上げられるようになってきて、本当に難しい課題ばかりだなと思っていたところに、7月の土石流があって、今度は盛土の安定性といいますか、安全性の問題も林地開発の中で扱うということですので、本当に一番難しい時期に退任をさせていただくということになっているように思います。ぜひ次の林地保全部会の方々にも、難しい課題かもしれませんが、静岡県のこの豊かな森林を維持・保全していくために、ぜひまたご努力をお願いできればありがたいかなと思っています。私も10年間大変勉強させていただきました。本当にありがとうございました。

○清水経済産業部理事 どうもありがとうございました。

今期をもって退任されます委員の、今井様、鈴木敏夫様、野澤様、東様、柳川様、吉崎様には、これまでの御指導、御尽力に対しまして、深く感謝のほうを申し上げます。皆様の今後のますますの御活躍をお祈り申し上げます。また、再任をお願いします委員の皆様には、引き続き、本県の森林・林業、木材産業の発展のため、御意見、御指導を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

なお、次期審議会の会長の選任、部会員の指名の手続につきまして、別途事務局のほうから御説明のほうを申し上げます。よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございました。来期の森林審議会については、また後日御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただき、また長時間の御審議ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年度第2回森林審議会を終了いたします。

午後3時14分閉会